

愛知県主要農作物奨励品種審査会議における 傍聴の手続及び傍聴人の守るべき事項等について

(目的)

第1 愛知県主要農作物奨励品種審査会議における傍聴の手続き及び傍聴人の守るべき事項等について、愛知県主要農作物奨励品種審査会議開催要領第5の2に基づき、次のとおり定める。

(傍聴人の定員)

第2 会議における傍聴人の定員は3名とする。

(傍聴の手続)

第3 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書により、事前に申込みものとする。なお傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定し、傍聴証を交付する。

(会議場に入ることができない者)

第4 凶器その他危険物、ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると明らかに認められる者は会議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食及び喫煙しないこと。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。

(議長の指示)

第6 議長は、この事項に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの事項又は議長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

附則

本事項については、令和5年7月11日から運用する。